

# 第56回東村山市民産業まつり出店者募集!!

今年の市民産業まつりは、昨年同様に市役所本庁舎の耐震工事に伴い、いきいきプラザの南側駐車場が使用できなくなっております。

そのため、飲食コーナーを天王森公園、物販コーナーを、市役所本庁舎駐車場にて開催いたします。

つきましては出店者を下記の通り募集致します。

## 出店募集要綱（物販・飲食用）

■開催日 平成29年11月11日（土）・12日（日）午前10時より午後4時

■会場 天王森公園（飲食）・東村山市役所本庁舎駐車場（物販）

■主催 東村山市民産業まつり実行委員会

- 募集資格
- ①東村山市商工会の会員であり、市内に営業所を有し、実行委員会で認めた者。
  - ②暴力団及び関係する団体の出店はお断りします。尚、東村山警察において名簿の照会を行ない、暴力団と関係する方と判明した場合は、出店は出来ません。
  - ③営業実態が把握できる書類。（謄本・営業許可書・納税証明書・確定申告書）等営業していることがわかる書類の写しの提出をお願いします。
  - ④物販コーナーとは、常時取り扱っている品目の販売及びPR。  
（現地で調理を行なわない食品販売も含む）
  - ⑤飲食コーナーとは、常時飲食業を営んでおり、現在取り扱っている品目の調理販売。  
（調理販売は1品目に限る。）

■申込み **平成29年8月25日（金） 午前10時**

**～8月31日（木） 午後4時まで ※先着順**

※代理申込可。但し、郵送・FAX・電話での申込受付不可。

申し込みは、1人1小間までです。尚、混雑した場合は整理券を発行します。

※物販で2小間希望の方は、申込書の2小間希望欄にチェックを入れてください。

1事業所1小間までとなっておりますが、31日を過ぎた時点で募集小間数に達しない場合は2小間希望者を申込順に受付します。

募集小間数に達した時点で締切ります。

■申込必要書類 ①出店申込書 ②営業確認書類 ③臨時営業許可・行商届（所有者のみ）

※営業確認書類（謄本・営業許可書・納税証明書・確定申告書の複写）

■申 込 先 東村山市商工会 東村山市本町2-6-5 電話394-0511

■募集区画 物販コーナー47小間（1事業所1小間）  
飲食コーナー26小間（1事業所1小間）  
1事業所で飲食コーナー・物販コーナー両方での（併用出店不可。）

■出 店 料 1小間につき2日間 未定（12,000円 予定）  
（8月30日開催の実行委員会にて決定します。）  
出店者会議にて領収します。

■協 力 金 一口2,000円以上

■駐 車 料 金 1台につき2日間で2,000円

■電気使用料 **無料（600W未満）**  
※用量を超える使用は会場内の停電の原因となりますので厳守してください。  
※電気ヒーター、電気ポット・ホットプレートは使用できません。

■小間サイズ I. 間口1.5間（270cm）×奥行2間（360cm）  
II. 間口2間（360cm）×奥行1.5間（270cm）

■小間決め 出店する小間は出店者会議にて抽選を行います。

■出店者会議 **9月11日（月） 会場 東村山市商工会館 3階ホール**

**■飲食コーナー申込者 午後2時より**

**■物販コーナー申込者 午後4時より**

出店者会議では、出店に関する注意事項を説明し、小間決の抽選を行いますので必ずご出席（代理出席可）ください。  
欠席の場合は実行委員会で場所を決定します。

※販売品目の変更は出店者会議日まで有効とします。

出店者会議終了後の販売品目の変更は一切認めません。

保健所へ臨時出店届の提出の際、否決されたときは販売品目の変更をして頂きます。

〒189-0014  
東村山市本町2-6-5  
東村山市商工会 担当 多田  
電話042-394-0511

## ■注意事項

- (1) 装飾等 実行委員会では出店者名入りの出店許可証とテントを用意しますが装飾については各自でご用意してください。出店場所は搬入時までには明示します。
- (2) 管 理 展示品および商品等の管理は出店者の責任において行ってください。  
出店場所は清潔を保ち、油物等を使用し出店場所を汚損する恐れのある場合は、必ずビニールシートを敷くなどの対応をしてください。
- (3) 火 気 火気使用の出店者は消火器の設置をお願いします。  
(市民産業まつり当日に消防署の検査があります)
- (4) 水 道 譲り合って使用してください。時間のかかる行為は渋滞となりますのでご遠慮ください。給水にのみご使用ください。
- (5) 備 品 小間内のテーブル、椅子などの備品は出店者にてご用意ください。
- (6) 駐車場 お申込みされた出店者には後日、駐車許可書を1台につき1枚発行いたします。駐車場は出店者用の臨時駐車場を使用し、必ず駐車許可書を明示してください。駐車許可書がないと駐車できません。  
**駐車場に駐車しましたらダッシュボード等に駐車許可書を置いてください。**
- (7) 搬入搬出 搬入：両日とも午前7時から午前8時30分まで。尚、9時までに会場内より駐車場所へ車の移動をお願いします。開催中の搬入については、一切の車両が会場内に入れないため、駐車場所から台車等で搬入。  
搬出：両日とも午後4時から午後6時まで。但し、**搬出時の会場内への車の乗り入れについて実行委員会の指示があるまで待機すること**。尚、最終日については遅くとも午後6時にはすべての搬入品の撤去をお願いします。翌日に持ち越すことはできません。
- (8) ゴ ミ ゴミの有料化に伴い、**出店者のゴミの持ち帰りを徹底**してください。会場内のゴミ箱は来場者用のため、出店者は使用できません。
- (9) 清 掃 会場内の清掃については、終了後直ちに各自出店場所付近の清掃を行ってください。
- (10) その他 ①出店申し込み後の虚偽、**店舗の名義貸し**、出店品目の虚偽、暴力団との関係が明らかになった場合は出店を認めません。  
②**はみ出し陳列の禁止**。テント内での試食はOK、**テント外での試食・販売は認めません**。  
③食品販売者は、衛生管理を徹底すること。仮設手洗いの設置を行なうこと。  
④**PR用の音響機器の使用を禁止**します。  
⑤出店者における事故については、実行委員会では責任を負いません。  
※その他上記注意事項に従わなかった場合はその場で出店を取り消し、以後の出店を認めない場合がありますのでご注意ください。

# 第56回東村山市民産業まつり出店申込書

平成29年 月 日

第56回市民産業まつり実行委員長 殿

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

所在地 東村山市 \_\_\_\_\_

出店当日担当者 \_\_\_\_\_

出店担当者の携帯電話 \_\_\_\_\_

< 下記□にチェックマークを入れてください。 >

1. 小間区分：物販コーナー（常時取り扱っている品目の販売及びPR。現地で調理を行わない食品販売も含む）会場は本庁舎駐車場  
飲食コーナー（常時飲食業を営んでおり、現在取り扱っている品目の調理販売）（調理販売は1品目に限る。）会場は天王森公園

2. 出品内容：(具体的に).....

3. 小間数： ( ) 小間  
(物販コーナー1事業所1小間、飲食コーナー1事業所1小間)  
※物販コーナー・飲食コーナー併用不可

4. 協力金： 一口2,000円以上 ( 口 円)

5. 駐車場：使用する (1台2,000円) ( ) 台使用  
(車種 ) (プレートナンバー )  
使用しない

6. 電気器具：使用する 電気器具名 ( W)  
電気容量合計 [ W] 600w以下  
使用しない (コンセントは設置しません)

7. 火 気：使用する (消火設備が必要です)  
器具名 ( ) 個数 ( )  
使用しない

8. 物販コーナー2小間希望

9. 営業実態確認書類

(営業許可書・納税証明書・確定申告書・臨時営業許可書・謄本・その他)